

下水道料金表(鹿北・菊鹿・鹿本・鹿央地域)

消費税抜き(単位:円)

区分		基本料金	業務料金	加算料金	備考
一般世帯		1,524		572	加算料金は、6人目から285円とする。
	雑排水のみ			476	加算料金は、6人目から238円とする。
事務所	内勤			143	
	外勤			77	外勤とは、勤務時間の半分以上を事務所以外に従事する勤務形態をいう。
工場及び作業所				143	業務用排水のない施設に限る。
理・美容室及び鮮魚店			1,429	143	
精肉店及び豆腐店			477	143	
飲食店	宿泊有		9,524	143	
	宿泊無		3,810	143	
医院	病床有		9,524	143	
	外来のみ		2,381	143	
保育所・幼稚園				96	職員にあっては事務所に準ずる。
小学校				115	職員にあっては事務所に準ずる。
中学校				124	職員にあっては事務所に準ずる。
高等学校				143	
地区集会所					

(1) この表は、旧鹿北町、旧菊鹿町、旧鹿本町及び旧鹿央町の区域における排水処理施設の使用について適用する。

(2) 基本料金及び業務料金は1世帯又は1事業所当たりの料金とし、加算料金は1人当たりの料金とする。

(3) この表の区分で示すもののうち、この表の算定基準により難い業種等で計測装置を設置した場合の加算料金は、当該計測装置で計測した水量を事業所における1人当たりの認定使用水量(1.75立方メートル)で除して得た数(その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)に、事務所内勤の区分における加算料金を乗じて算出した額とする。

(4) この表の区分にないものについては、その使用の態様を勘案して、市長が別に定める。